

さいたま市告示第 1 5 5 0 号

さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市中小企業融資要綱の一部を改正する告示

さいたま市中小企業融資要綱（平成30年さいたま市告示第448号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 [略] 2 この告示において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第32項第1号に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となるもの、同項第2号、第4号及び第6号に規定する者であって中小企業者であるもの並びに同項第3号及び第5号に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となる会社を設立するものをいう。 3 [略]	(定義) 第2条 [略] 2 この告示において「創業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第31項第1号に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となるもの、同項第2号、第4号及び第6号に規定する者であって中小企業者であるもの並びに同項第3号及び第5号に規定する者であって事業を開始する日に中小企業者となる会社を設立するものをいう。 3 [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。